

厚生年金保険・国民年金事業の概況
(令和 6 年 3 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 令和6年3月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,284万人であり、前年同月に比べて、8千人（0.0%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,790,958	42,108,809	25,122,060	16,986,749	326,159
船員以外	2,786,996	42,058,171	25,071,422	16,986,749	326,027
一般男子	・	25,071,019	25,071,019	・	370,279
女子	・	16,986,749	・	16,986,749	260,712
坑内員	・	403	403	・	391,414
（再掲）短時間労働者	94,022	918,691	220,679	698,012	152,267
船員	3,962	50,638	50,638	・	435,797
国民年金	・	20,727,616	7,435,790	13,291,826	・
第1号	・	13,665,022	7,226,388	6,438,634	・
任意加入	・	206,308	80,744	125,564	・
第3号	・	6,856,286	128,658	6,727,628	・
合計	・	62,836,425	32,557,850	30,278,575	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表 2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	令和5年3月末 (千か所)	令和6年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和5年3月末 (千人)	令和6年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和5年3月末 (円)	令和6年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	2,688	2,791	3.8	41,569	42,109	1.3	320,919	326,159	1.6
船員以外	2,684	2,787	3.8	41,519	42,058	1.3	320,794	326,027	1.6
一般男子	・	・	・	24,932	25,071	0.6	364,503	370,279	1.6
女子	・	・	・	16,587	16,987	2.4	255,093	260,712	2.2
坑内員	・	・	・	0	0	△ 3.6	375,670	391,414	4.2
（再掲）短時間労働者	91	94	3.6	822	919	11.7	146,972	152,267	3.6
船員	4	4	△ 1.7	50	51	0.4	423,641	435,797	2.9
国民年金	・	・	・	21,259	20,728	△ 2.5	・	・	・
第1号	・	・	・	13,849	13,665	△ 1.3	・	・	・
任意加入	・	・	・	198	206	4.1	・	・	・
第3号	・	・	・	7,212	6,856	△ 4.9	・	・	・
合計	・	・	・	62,828	62,836	0.0	・	・	・

(2) 給付状況

○ 令和6年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,435万人であり、前年同月に比べて、2万人（0.1%）減少している。

表3 制度別年金受給者数 (単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,224,577	15,723,841	14,170,578	523,499	5,795,084	11,575
旧共済組合を除く	35,975,138	15,579,322	14,119,912	521,515	5,743,119	11,270
旧法	472,688	136,479	95,398	23,353	206,442	11,016
新法	35,490,759	15,440,154	14,024,171	497,406	5,529,028	・
（再掲）基礎あり	27,969,713	14,658,008	12,905,458	336,430	69,817	・
基礎または定額あり	27,597,113	14,680,792	12,916,321	・	・	・
基礎繰上げあり	2,030,592	659,809	1,370,783	・	・	・
基礎繰上げなし	25,566,521	14,020,983	11,545,538	・	・	・
基礎及び定額なし	1,867,212	759,362	1,107,850	・	・	・
船員保険（旧法）	11,691	2,689	343	756	7,649	254
旧共済組合 計	249,439	144,519	50,666	1,984	51,965	305
旧法	53,933	37,031	1,097	724	14,776	305
新法	195,506	107,488	49,569	1,260	37,189	・
（再掲）基礎あり	155,606	106,774	47,752	1,079	1	・
国民年金 計	36,255,145	33,056,697	930,525	2,179,983	87,940	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,712,214	4,661,937	262,965	1,756,730	30,582	・
旧法提出制	364,070	196,062	134,650	27,062	6,296	・
新法基礎年金	35,891,075	32,860,635	795,875	2,152,921	81,644	・
（再掲）基礎のみ	7,546,689	5,606,463	130,378	1,779,015	30,833	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,348,144	4,465,875	128,315	1,729,668	24,286	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
合 計	44,354,405	34,015,758	2,147,893	2,365,973	5,813,206	11,575

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。

5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法提出制に計上している。

○ 令和6年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、50.9兆円であり、前年同月に比べて、1.1兆円（2.1%）増加している。

表4 制度別受給者年金総額 (単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,756,022	17,179,620	2,546,260	352,142	5,674,722	3,277
旧共済組合を除く	25,490,852	16,985,009	2,535,691	350,388	5,616,558	3,206
旧法	489,833	207,344	36,958	27,569	214,828	3,134
新法	24,978,303	16,769,797	2,498,614	321,230	5,388,663	・
（別掲）基礎年金	19,392,405	10,544,630	8,488,532	292,057	67,186	・
船員保険（旧法）	22,716	7,867	119	1,590	13,068	72
旧共済組合 計	265,169	194,611	10,569	1,754	58,165	71
旧法	93,306	74,472	504	991	17,267	71
新法	171,863	120,138	10,065	763	40,897	・
（別掲）基礎年金	117,103	80,622	35,572	908	1	・
国民年金 計	25,110,946	22,888,559	224,300	1,906,806	91,281	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,588,722	2,957,725	61,132	1,541,130	28,735	・
旧法提出制	153,997	96,003	31,175	24,093	2,726	・
新法基礎年金	24,956,950	22,792,556	193,126	1,882,712	88,555	・
（再掲）基礎のみ	5,334,152	3,710,506	30,519	1,559,794	33,333	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,434,725	2,861,723	29,957	1,517,036	26,009	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
合 計	50,866,969	40,068,180	2,770,561	2,258,947	5,766,004	3,277

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法提出制に計上している。

表 5 制度別受給者状況の推移

	受 給 者 数			年 金 総 額		
	令和5年3月末 (千人)	令和6年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和5年3月末 (億円)	令和6年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計	35,981	36,225	0.7	253,087	257,560	1.8
旧共済組合除く	35,705	35,975	0.8	250,120	254,909	1.9
旧法	557	473	△ 15.1	5,686	4,898	△ 13.9
新法	35,135	35,491	1.0	244,173	249,783	2.3
船員保険（旧法）	13	12	△ 12.9	261	227	△ 12.9
旧共済組合 計	276	249	△ 9.6	2,967	2,652	△ 10.6
旧法	64	54	△ 15.2	1,106	933	△ 15.6
新法	212	196	△ 8.0	1,861	1,719	△ 7.7
国民年金 計	36,164	36,255	0.3	244,936	251,109	2.5
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,960	6,712	△ 3.6	46,179	45,887	△ 0.6
旧法抛出处	448	364	△ 18.7	1,844	1,540	△ 16.5
新法基礎年金	35,717	35,891	0.5	243,092	249,570	2.7
（再掲）基礎のみ	7,689	7,547	△ 1.9	53,000	53,342	0.6
（再掲）基礎のみ共済なし	6,512	6,348	△ 2.5	44,334	44,347	0.0
福祉年金	0	0	△ 33.3	0	0	0.0
合 計	44,378	44,354	△ 0.1	498,024	508,670	2.1

注 1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 年金総額には一部停止額を含む。

5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

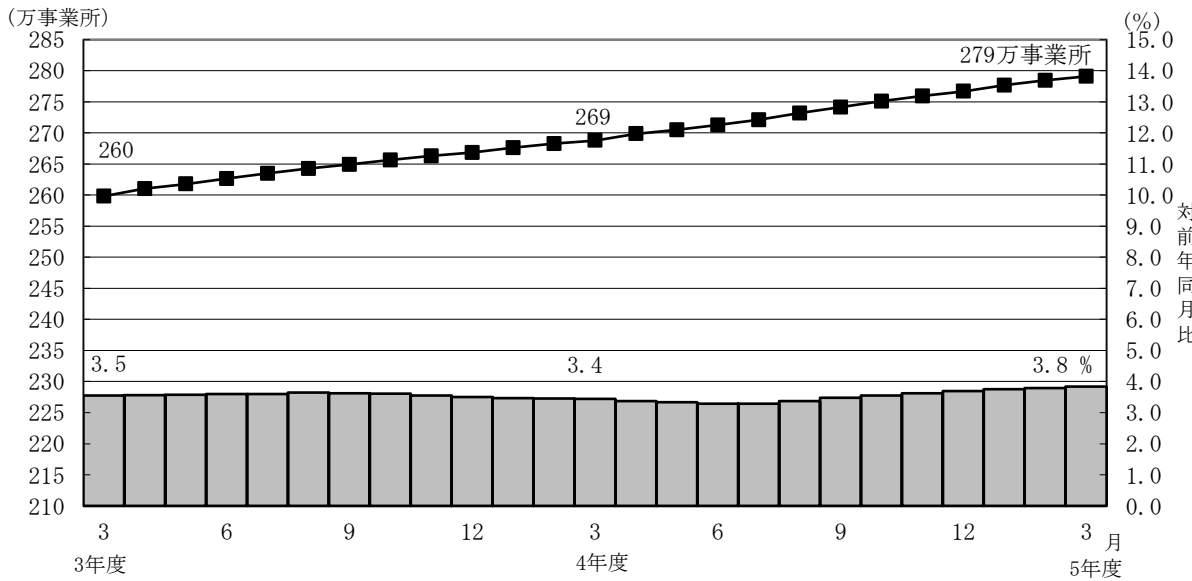
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

2. 厚生年金保険

（1）適用状況

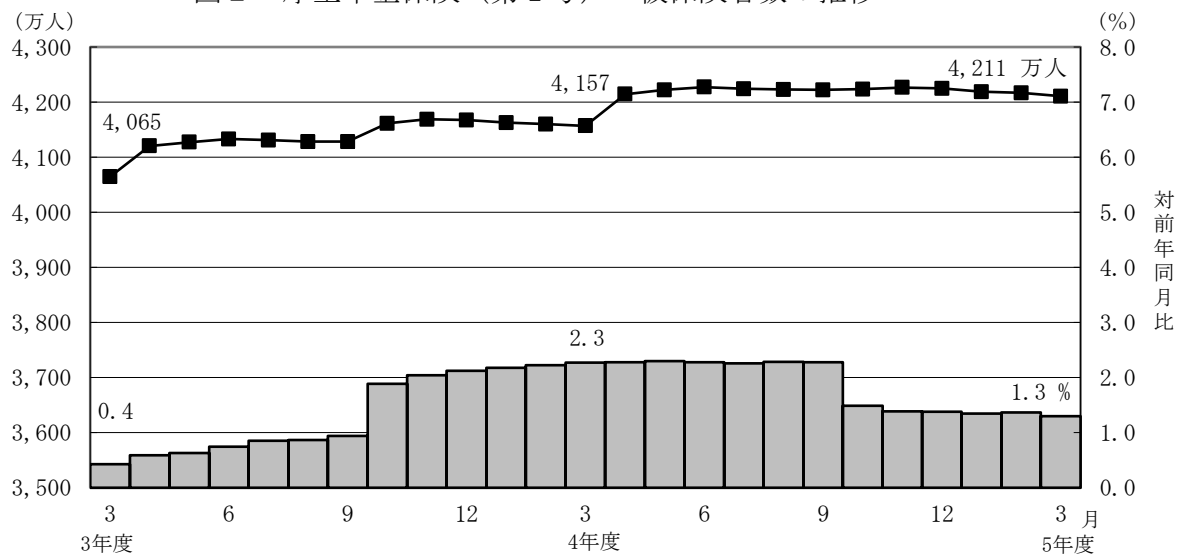
- 令和6年3月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は279万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所（3.8%）増加している。

図 1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



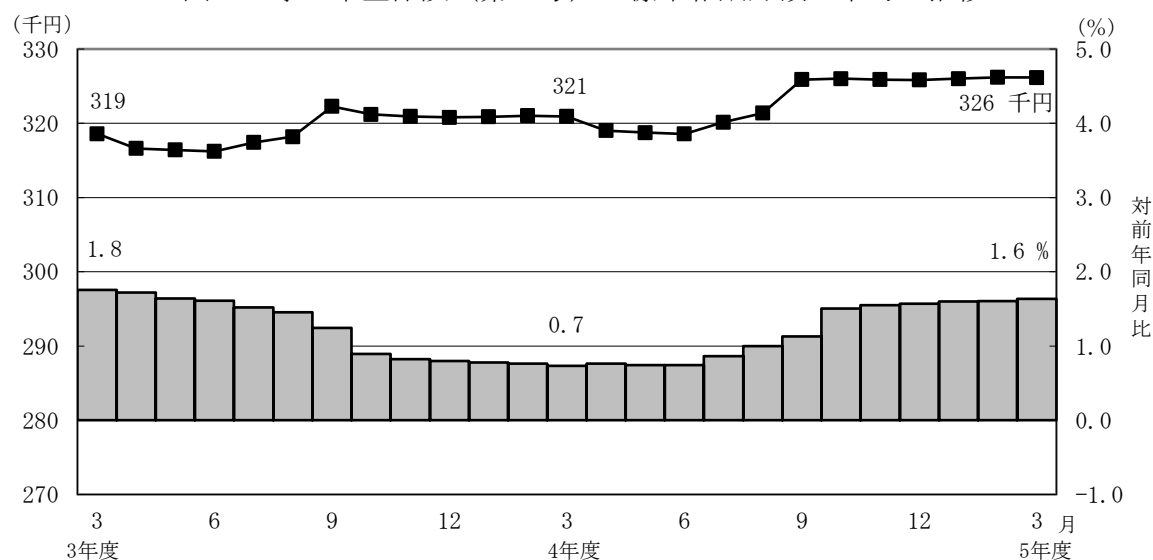
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,211万人となっており、前年同月に比べて54万人（1.3%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,507万人（対前年同月比14万人、0.6%増）、女子が1,699万人（対前年同月比40万人、2.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比15人、3.6%減）、船員が5万人（対前年同月比2百人、0.4%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、32万6,159円となっており前年同月に比べて1.6%増加している。内訳をみると、一般男子は37万279円（対前年同月比1.6%増）、女子は26万712円（対前年同月比2.2%増）、坑内員は39万1,414円（対前年同月比4.2%増）、船員が43万5,797円（対前年同月比2.9%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

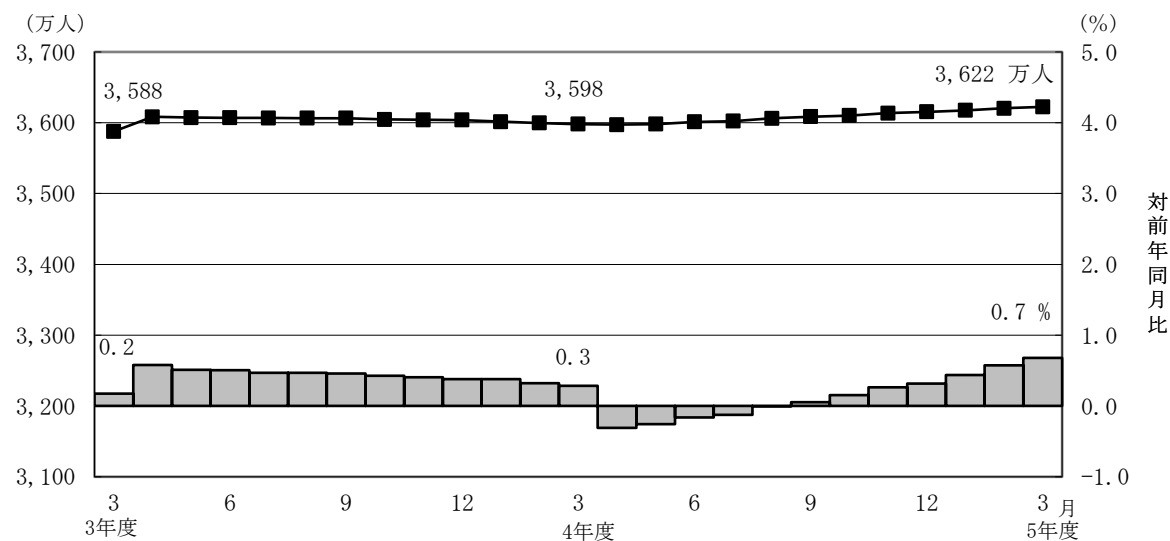


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は11万事業所、賞与支給被保険者数は349万人、標準賞与額の平均は27万1,547円となっている。

(2) 給付状況

- 令和6年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,622万人（旧法厚年分47万人、新法厚年分3,549万人、旧法船保分1万人、旧共済分25万人）で、前年同月に比べて24万人（0.7%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,989万人（旧法厚年分23万人、新法厚年分2,946万人、旧法船保分3千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて19万人（0.6%）増加している。
- 障害給付の受給者数は52万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分50万人、旧法船保分8百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は581万人（旧法厚年分22万人、新法厚年分553万人、旧法船保分8千人、旧共済分5万人）で、前年同月に比べて3万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和6年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、14万7,360円となっている。

○ 令和6年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は8万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 5 年 10 月	26,809	14,649	12,160	14,436,797	12,160,110	2,276,687	44,875	69,175	15,602
11 月	25,454	14,030	11,424	13,969,515	11,794,416	2,175,099	45,735	70,055	15,866
12 月	23,887	13,008	10,879	13,095,943	11,021,455	2,074,488	45,687	70,607	15,891
令和 6 年 1 月	21,964	11,717	10,247	11,893,663	9,959,362	1,934,301	45,126	70,833	15,731
2 月	21,723	11,628	10,095	11,810,833	9,892,265	1,918,568	45,308	70,894	15,838
3 月	21,718	11,718	10,000	11,812,876	9,891,091	1,921,785	45,327	70,341	16,015

	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 5 年 10 月	85,696	80,733	4,963	11,120,388	10,636,517	483,871	10,814	10,979	8,125
11 月	85,928	80,859	5,069	11,079,234	10,589,056	490,178	10,745	10,913	8,058
12 月	86,167	81,066	5,101	11,119,415	10,625,630	493,785	10,754	10,923	8,067
令和 6 年 1 月	83,111	78,152	4,959	10,736,038	10,253,272	482,766	10,765	10,933	8,113
2 月	80,999	76,202	4,797	10,482,484	10,007,530	474,954	10,785	10,944	8,251
3 月	80,494	75,709	4,785	10,411,038	9,939,671	471,367	10,778	10,941	8,209

表7 厚生年金保険（第1号） 受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和5年3月末 (千人)	令和6年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和5年3月末 (億円)	令和6年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計		35,981	36,225	0.7	253,087	257,560	1.8
老 齢 年 金	計	15,639	15,724	0.5	169,272	171,796	1.5
	旧共済組合除く 計	15,479	15,579	0.7	167,081	169,850	1.7
	旧法	171	136	△ 20.2	2,587	2,073	△ 19.9
	新法	15,304	15,440	0.9	164,392	167,698	2.0
	船員保険（旧法）	4	3	△ 23.5	102	79	△ 22.5
	旧共済組合 計	161	145	△ 10.2	2,190	1,946	△ 11.2
	旧法	45	37	△ 16.8	897	745	△ 17.0
	新法	116	107	△ 7.6	1,294	1,201	△ 7.1
通算老齢年金 ・25年未満	計	14,065	14,171	0.8	24,718	25,463	3.0
	旧共済組合除く 計	14,010	14,120	0.8	24,603	25,357	3.1
	旧法	122	95	△ 21.9	461	370	△ 19.9
	新法	13,887	14,024	1.0	24,140	24,986	3.5
	船員保険（旧法）	0	0	△ 21.3	1	1	△ 19.6
	旧共済組合 計	55	51	△ 7.9	115	106	△ 8.3
	旧法	1	1	△ 17.2	6	5	△ 17.0
	新法	54	50	△ 7.7	109	101	△ 7.8
障 害 年 金	計	503	523	4.1	3,358	3,521	4.9
	旧共済組合除く 計	501	522	4.2	3,339	3,504	4.9
	旧法	25	23	△ 7.6	294	276	△ 6.1
	新法	475	497	4.8	3,029	3,212	6.1
	船員保険（旧法）	1	1	△ 7.0	17	16	△ 6.5
	旧共済組合 計	2	2	△ 6.7	19	18	△ 6.4
	旧法	1	1	△ 8.7	11	10	△ 8.2
	新法	1	1	△ 5.5	8	8	△ 4.0
遺 族 年 金	計	5,761	5,795	0.6	55,703	56,747	1.9
	旧共済組合除く 計	5,703	5,743	0.7	55,061	56,166	2.0
	旧法	225	206	△ 8.4	2,309	2,148	△ 6.9
	新法	5,469	5,529	1.1	52,612	53,887	2.4
	船員保険（旧法）	8	8	△ 8.6	140	131	△ 6.7
	旧共済組合 計	58	52	△ 9.9	642	582	△ 9.4
	旧法	17	15	△ 11.1	191	173	△ 9.8
	新法	41	37	△ 9.5	450	409	△ 9.2
通算遺族年金	計	13	12	△ 12.9	37	33	△ 10.5
	旧共済組合除く 計	13	11	△ 12.9	36	32	△ 10.5
	旧法	13	11	△ 12.9	35	31	△ 10.5
	船員保険（旧法）	0	0	△ 12.1	1	1	△ 8.9
	旧共済組合 計	0	0	△ 12.6	1	1	△ 11.3
	旧法	0	0	△ 12.6	1	1	△ 11.3

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

3. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. 年金総額には一部停止額を含む。

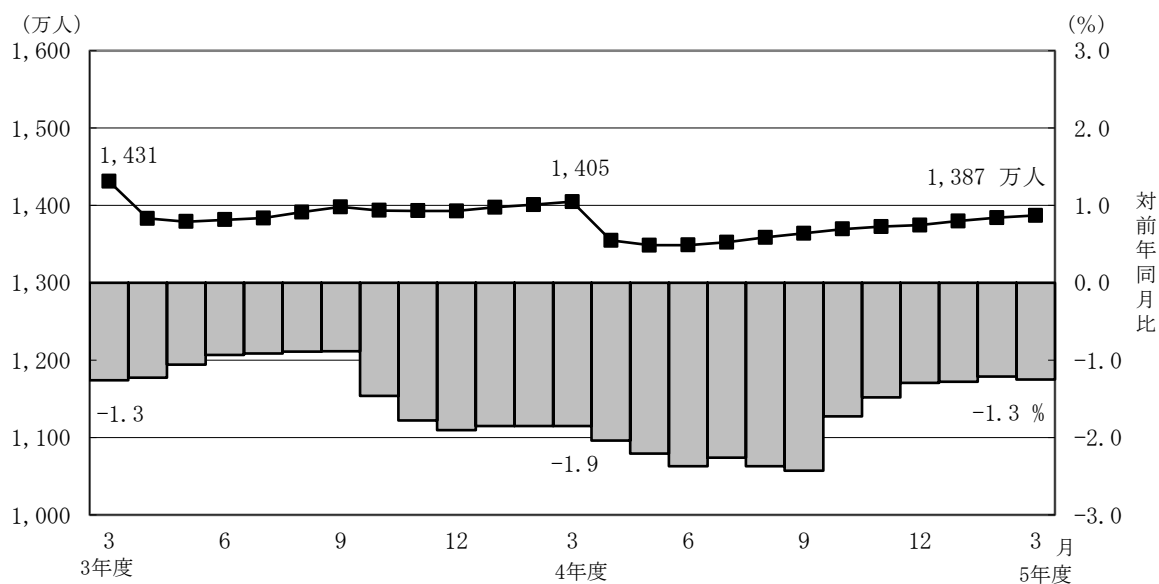
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 国民年金

(1) 適用状況

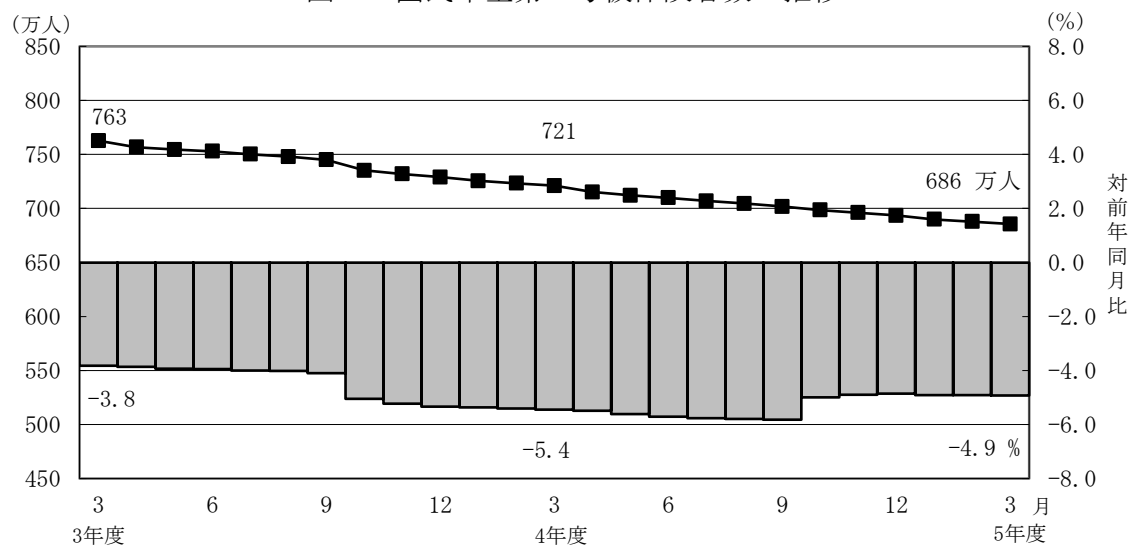
- 令和6年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,387万人となっており、前年同月に比べて18万人（1.3％）減少している。内訳をみると、男子は731万人（対前年同月比10万人、1.3％減）、女子は656万人（対前年同月比8万人、1.2％減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は686万人となっており、前年同月に比べて36万人（4.9％）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比5千人、4.3％増）、女子は673万人（対前年同月比36万人、5.1％減）となっている。

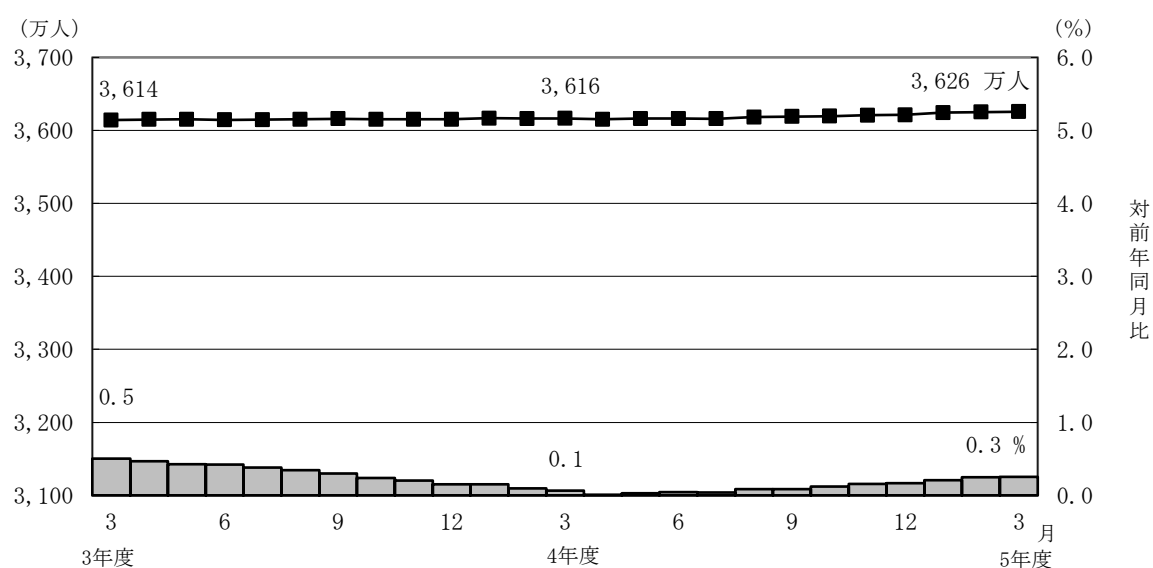
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和6年3月末の国民年金受給者数は3,626万人（旧法拠出制36万人、基礎年金3,589万人）で、前年同月に比べて9万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,399万人（旧法拠出制33万人、基礎年金3,366万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は218万人（旧法拠出制3万人、基礎年金215万人）で、前年同月に比べて5万人（2.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和6年3月末で5万7,700円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万5,786円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が5百人となっており、繰上げ受給率は5.2%である。なお、令和4年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.7%となっている。

表 8 国民年金受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和5年3月末 (千人)	令和6年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和5年3月末 (億円)	令和6年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
国民年金 計		36,164	36,255	0.3	244,936	251,109	2.5
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		6,960	6,712	△ 3.6	46,179	45,887	△ 0.6
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	計	33,021	33,057	0.1	223,599	228,886	2.4
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4,910	4,662	△ 5.0	30,406	29,577	△ 2.7
	旧法拠出制	239	196	△ 18.0	1,160	960	△ 17.3
	新法基礎年金	32,782	32,861	0.2	222,439	227,926	2.5
	(再掲) 基礎のみ	5,792	5,606	△ 3.2	37,427	37,105	△ 0.9
	(再掲) 基礎のみ共済なし	4,671	4,466	△ 4.4	29,245	28,617	△ 2.1
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	計	925	931	0.6	2,163	2,243	3.7
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	298	263	△ 11.7	679	611	△ 10.0
	旧法拠出制	172	135	△ 21.7	393	312	△ 20.7
	新法基礎年金	753	796	5.7	1,770	1,931	9.1
	(再掲) 基礎のみ	128	130	2.0	291	305	5.0
	(再掲) 基礎のみ共済なし	126	128	1.8	286	300	4.8
障 害 年 金	計	2,130	2,180	2.4	18,273	19,068	4.4
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,721	1,757	2.1	14,813	15,411	4.0
	旧法拠出制	30	27	△ 9.7	262	241	△ 8.0
	新法基礎年金	2,100	2,153	2.5	18,011	18,827	4.5
	(再掲) 基礎のみ	1,739	1,779	2.3	14,959	15,598	4.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし	1,691	1,730	2.3	14,551	15,170	4.3
遺 族 年 金	計	89	88	△ 1.3	902	913	1.2
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	31	31	△ 1.0	281	287	2.2
	旧法拠出制	7	6	△ 7.0	29	27	△ 6.7
	新法基礎年金	82	82	△ 0.8	872	886	1.5
	(再掲) 基礎のみ	31	31	0.6	323	333	3.1
	(再掲) 基礎のみ共済なし	24	24	0.7	252	260	3.2

注 1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 年金総額には一部停止額を含む。

4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第 1 号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。